

一般財団法人自治総合センター コミュニティ助成事業のご案内



■ 制度の目的

(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として遊具や祭り用具の購入費、コミュニティセンターの建設費に対する補助を行い、「地域が自主的に行うコミュニティ活動の促進」等、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

■ 事業の内容

(1) 一般コミュニティ助成事業

	対象	対象外
事業目的	☑町内会等でのコミュニティ活動（共助や交流）のため	☒観光、商業振興、社会教育、防災等のため
助成金額	☑100万円～250万円（10万円単位で100%助成）	☒100万円未満の事業
事業主体	☑集落会・町内会などの地域コミュニティ組織 （子供会・青年会など、その下部組織を含まない）	☒コミュニティ活動を主たる目的としていない組織（特定のイベント等を目的とした組織）
対象事業	☑コミュニティ活動に直接必要な物品の購入・神輿等の修繕	左記に該当する場合でも、下記の場合は対象外
事業の概要	①集会所備品の整備 （集会所に備え置き、使用するもの全般） ②コミュニティ活動備品の整備 （町内で共有し、日々の活動に使用するもの全般） ③イベント用備品の整備 （イベントで使用するもの全般） ④伝統芸能備品の整備	☒市がすべきもの（市有地への遊具設置など） ☒建築物の設置 ☒建物と実質一体のもの（畳、トイレ、天井埋込型のエアコンやLED照明器具など） ☒消耗品や短期間で破損する設備（電球など） ☒車両（自走能力があるもの） ☒車両に搭載する目的の物（無線など） ☒宗教関連物品（神社等の名入れも不可） ☒モニュメント・石碑の類 ☒趣味の用品（誰もが使用するものでないため） ☒中古品 ☒各戸に配布するもの ☒既存備品（エアコン、照明器具、給湯器等）の撤去・処分費 ☒LED照明器具の設置に係る工事費（電気工事士の有資格者が行う直接配線工事） ☒関連のない複数事業が1つの事業として盛り込まれているもの など、詳しくは、お問い合わせください。
事業例	①集会所備品 テーブル・イス・コピー機・テレビ・エアコン（埋込型以外は対象外）・ストーブ・冷蔵庫・LED照明器具（引掛けシーリング、天井直付け型）・プロジェクター・パソコンなど ②コミュニティ活動備品 公園遊具・草刈り機・除雪機・広報掲示板・基礎工事を伴わない簡易的な倉庫（同時に整備する備品保管用・最小限の大きさで原則1個まで）など ③イベント用備品 神輿・山車・盆踊り用櫓・法被等の祭り用品全般・テント・発電機・投光器・音響設備・映写機器・かき氷機など ④伝統芸能備品 太鼓・篠笛・獅子舞など	

(2) コミュニティセンター助成事業

助成金額	対象となる事業費の5分の3以内、上限2,000万円（10万円単位）※県内での採択上限3件程度
事業主体	法人格をもつコミュニティ組織（認可地縁団体等）
対象事業	コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設経費
対象経費	建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税
対象外	土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理費、地盤改良費（ただし、地盤調査費は対象）、外構工事
備考	・土地を要する場合に、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外。 ・事業を確実に実施するため、事前に権利関係を整理すること。 ・対象となる建物は、対象建物全体が集会施設として使用され、かつ登記名義人（保存登記済）が単独の認可地縁団体であるものに限る。また、抵当権等の権利関係が付着しているものは認められない。

（注意）すべての事業において施設・設備やイベントなどのポスター・チラシ・看板等に、「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に定める表示を行い、併せて市報等で「宝くじの助成金で整備した」旨を掲載し、広報します。

お問合せ 総務部企画政策課協働推進係
電話 025-757-3693 FAX025-752-4635
メール t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp